



(3)

## ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 臨時福祉給付金(経済対策分) ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

支給対象者に該当すると思われる方へ、2月中旬から申請書を送付しています。

【担当課】 福祉管理課

### 【支給対象者】

基準日(平成28年1月1日)時点で葛飾区に住民票があり、平成28年度住民税(特別区民税均等割)が課税されていない方

ただし、平成28年度の住民税が課税されている方の扶養親族など(※)や、生活保護を受給している方は対象になりません。また、16歳未満の方で、生計を同一とする家族に住民税が課税されている方がいる場合も対象になりません。

(※)税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

### 【支給額】

1人当たり**15,000円**(支給は1回です)

### 申請期限 6月23日(金)まで

原則、申請期限後は受け付けできませんので、お早めに申請してください。

### 申請方法

申請書を記入の上、必要書類を添付し、次のいずれかの方法で申請してください。

**郵送の場合** 申請書に同封の返信用封筒(切手不要)で。  
**持参の場合** 下表の窓口で受け付けます。

申請窓口	期間	時間
臨時福祉給付金窓口(区役所2階202番)	6/23(金)まで	午前8時30分～午後5時
金町地区センター(東金町1-22-1)	4/28(金)まで	
新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)		

いずれも土・日曜日、祝日を除く。

### 支給時期

申請受け付け後、1カ月半程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。また、家族などで同時に申請した場合でも振込日が異なることがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは  
こちら ↓

## 葛飾区給付金コールセンター

☎0120-627-200(フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

### 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください



給付金の支給に当たり、葛飾区や厚生労働省などの職員がATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。

## 国民健康保険に加入する方、やめる方へ 届け出が必要です

国民健康保険に加入するときや、やめるときは、事由が発生した日から14日以内に国保年金課または区民事務所へ必ず届け出をしてください。

届け出が遅れると、加入する事由が発生した月までさかのぼった保険料の納付が必要になります。

届け出の際、世帯主と異動する世帯員のマイナンバーを確認できる物(マイナンバー(個人番号)カード・通知カード・マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか)と、届け出者の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポートなど)をお持ちください。

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8210

届け出をするとき		届け出に必要な物
加入するとき	葛飾区に転入し、引き続き国保に加入するとき	必要な物はありません。転入の届け出の際に、加入を申し出てください。 ※外国籍の方で、在留資格が「特定活動」の方は、「指定書」が必要です。
	職場の健康保険をやめたときや、扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書・退職証明書・離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要な物はありません。出生届の際に、加入を申し出てください。
やめるとき	職場の健康保険に加入していない外国籍の方が住民基本台帳に登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書などをお持ちください。在留資格が「特定活動」の方は、「指定書」が必要です。
	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したときや、扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証と、職場の健康保険証または職場の健康保険に加入した日付を証明できる物(加入証明書)
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証と、保護開始決定通知書・保護変更決定通知書・保護受給証明書のいずれか
国保加入者が死亡したとき	葛飾区の国民健康保険証 ※世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員分の国民健康保険証	

▷保険料のお支払いは、年金から天引きされる方を除いて、口座振替でのお支払いをお願いします。国民健康保険に加入する手続きの際は、キャッシュカードまたは通帳および金融機関届出印をお持ちください。

▷外国籍の方が国民健康保険に加入するときは、原則、在留期間が3カ月を超えていて、葛飾区に住民登録をしていることが必要です。

▷世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の健康保険に加入しているときは、その種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。

▷国民健康保険証は、原則、簡易書留郵便で送付します。即日交付を希望する方は、マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポートなどの本人確認書類を必ずお持ちください(本人確認書類をお持ちでない方は事前に電話でご相談ください)。

▷国民健康保険をやめる手続きの際、70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証も併せてお持ちください。

広告 内容については広告主にお問い合わせください。

## 応募を検討されている方必見!! 参加無料・要予約 平成29年度都立霊園事前説明会!

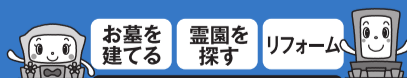
おもなセミナー内容 ▶東京都のお墓事情 ▶昨年の募集状況 ▶お墓にかかる費用 ▶都立霊園の墓地の種類 ▶都立霊園の注意すべき点 ▶募集からの流れ etc...

日時 平成29年5月21日(日) 10:00~11:30 13:30~15:00 定員 各回20名

場所 東京都葛飾区金町6-2-1 ヴィナシス金町2階よみうりカルチャー その他 参加無料

相談無料

はせがわの  
おはかの窓口



ヴィナシス金町店 ☎0120-996-544

はせがわ 葛飾区金町6-2-1 ヴィナシス金町1階(マルエツ隣り) 京成金町駅より徒歩1分  
営業時間 10:00~18:30

## 東京都行政書士会葛飾支部会員

官公庁への代理申請・契約書の代理作成は、行政書士にご相談下さい。

竹村よしの(高砂8-33-11)	町田定一(東金町1-36-1-1133)	富井禎文(小菅4-21-20-308)	和賀井英雄(柴又2-18-7)	古谷武志(奥戸7-15-19)	宋民子(亀有1-26-7)	松崎基城(南水元1-8-17-401)	深澤秀徳(新小岩1-5-18-1007)
3607-3425	3608-1006	6677-3074	3607-1695	3692-0778	5680-6930	5699-1955	5672-3217

4月29日(土・祝)、5月3日(水・祝)・4日(木・祝)・5日(金・祝)の資源とごみは、平常通り収集します。

【担当課】 清掃事務所 ☎3693-6113